



第27回参議院議員通常選挙

7月20日(日)に参議院議員通常選挙が行われます。投票日に仕事や旅行などの予定がある人、障がいなどにより投票所に行くことが困難な人は、次の制度を利用できます。

期日前投票

と き ①7月4日(金)～19日(土)午前8時30分～午後8時
②7月12日(土)～19日(土)午前10時～午後8時

ところ ①市役所3階の全員協議会室
②イトーヨーカドー伊勢原店1階催事場

※7月9日(水)～11日(金)の午後1時30分～4時30分に伊志田高校応接室でも期日前投票ができます

郵便などによる不在者投票

市外に滞在中の人

滞在地の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。早めに伊勢原市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

病院などに入院中の人

県選挙管理委員会が指定する病院や施設などに入院・入所している人は、施設内で投票できます。施設長に申し出てください。

重度障がいのある人

次のような一定基準以上の重度障がいのある人や、介護保険被保険者の要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅で投票できます。

投票には「郵便等投票証明書」が必要です。事前に市選挙管理委員会で、交付申請の手続きをしてください。既に証明書をお持ちの人は、有効期限を確認してください。郵便等投票の投票用紙の交付請求は、投票日の4日前までです。利用する人は、早めに請求してください。

身体障害者手帳の障がいの程度が次の人

◇両下肢・体幹・移動機能の障がい＝1級・2級

◇心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい＝1級・3級

◇免疫・肝臓の障がい＝1級～3級

戦傷病者手帳の障がいの程度が次の人

◇両下肢・体幹の障がい＝特別項症～第2項症

◇心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい＝特別項症～第3項症

代理記載制度

郵便などによる不在者投票ができ、身体障害者手帳の上肢または視覚の障がいが1級(戦傷病者手帳では特別項症～第2項症)の人は、事前に市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する者に限る)に、投票に関する記載をさせることができます。

第15投票区の投票所が変更になります

投 票 所 緑台小学校体育館※変更前は高森台児童館
該当区域 高森1～771、高森台1～3丁目

☎選挙管理委員会事務局 ☎74-5273



中栄信用金庫でフードドライブを実施します

賞味期限まで2カ月以上あり、常温保存できる未開封の食品をお持ちください。いただいた食品はフードバンクかながわを通じ、子ども食堂などへ寄付します。提供可能な食品など、詳しくは問い合わせ先へ。

と き 8月29日(金)までの平日午前9時～午後3時

ところ 中栄信用金庫の各店舗

☎中栄信用金庫業務部 ☎81-1852

☎清掃リサイクル課 ☎94-7502

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日(金) 2種類同時発売! 発売期間 7/11(金)～8/11(日) 抽せん日 8/21(金)

公益財団法人神奈川県市町村振興協会 各1枚 300円



令和8年度個人住民税の主な変更点

物価上昇による税負担の調整およびパートタイマーやアルバイトなどの就業調整対策のため、令和7年度税制改正が行われました。改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税に適用されます。

給与所得控除の最低保障額を引き上げ

給与収入が190万円以下の人の最低保障控除額が55万円から65万円に引き上げられます。

例 給与以外の収入がない単身者の場合

給与収入107万円(現行97万円)以下の場合に個人住民税が非課税。106万5000円(現行96万5000円)以下の場合に森林環境税が非課税。

各種扶養控除などに係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除などに係る所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	変更前	変更後
配偶者控除(同一生計内の配偶者の合計所得金額)	48万円以下	58万円以下
扶養控除(同一生計内の親族などの合計所得金額)		
ひとり親控除(同一生計内の子の総所得金額等)		
勤労学生控除(納税義務者本人の合計所得金額)	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円以下	65万円以下

特別控除(特定親族特別控除)の創設

対象の子どもがいる親などが控除を受けられる制度が新しく設けられます。詳しくは、市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

対 象 同一生計内の子どもが次の全てに該当する親など

◆19歳～22歳(配偶者及び青色事業専従者等を除く)

◆合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)

◆控除対象扶養親族に該当しない

☎市民税課 ☎74-5429



市ホームページのバナー広告を募集しています

市ホームページに自社のホームページのリンクを張ることができるバナー広告を掲載しませんか。追従型の「フローティングバナー」を採用し、画面下部に固定表示されるため、目に留まりやすくなっています。

広告規格 縦60ピクセル×横120ピクセルの画像形式(50キロバイト以内)

掲載期間 1カ月単位※複数月の場合は年度を超えない限りとする

広 告 料 トップページ月額1万5000円、その他のページ月額5000円(市内事業者はそれぞれ1割減額)

申し込み 担当で配布する申込書に記入して直接担当へお申し込みください。申込書は市ホームページからも入手できます◇随時受け付けています

バナー画像を作成します

広告掲載希望者が規格に合ったバナー画像のデータを作成・納品するのが原則ですが、作成が難しい場合は、代わりにバナー画像を作成します。作成するデザインは、社名やロゴのみなどの簡易的な画像となります※データ作成に時間を要するため、掲載希望月の1カ月前までにお申し込みください

伊勢原市
暮らしやすさ
実感都市

バナー画像例

☎広報戦略課 ☎94-4864